江戸川区告示第740号

令和7年度の一般廃棄物の処理に関する実施計画を次のとおり告示します。

令和7年10月22日

江戸川区長 斉 藤 猛

- 1 施行区域 江戸川区の存する区域
- 2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ

140,535トン (日量 453トン)

(2) し尿 113キロリットル (日量 0.7キロリットル)

(3)動物死体 890頭 (日量 3頭)

- 3 一般廃棄物の発生抑制のための方策に関する事項
 - (1) 環境学習・意識啓発の促進
 - (2) 区民・事業者・区による協働体制づくり
 - (3) 食品ロスの削減
 - (4) プラスチックごみを含めた3Rの推進
 - (5) 環境負荷の少ない適正なごみ処理の推進
 - (6) ごみ処理コスト縮減と処理経費負担の適正化
- 4 一般廃棄物処理業の許可方針

一般廃棄物収集運搬業者は充足しており、既存業者による収集運搬によって適正な処理が認められることから、一般廃棄物収集運搬業の新規許可を行わない。 ただし、一般廃棄物収集運搬業の実施を計画している者が当該事業の実施について事前に江戸川区と協議を行い一般廃棄物処理計画に適合するものと認められ た場合及び一般廃棄物処理業許可取扱要綱第10条第3号に規定する「現に他の特別区のいずれかで一般廃棄物処理業の許可を受けている者」についてはこの 限りではない。

一般廃棄物処分業は、一般廃棄物処分業の実施を計画している者が当該事業の実施について事前に江戸川区と協議を行い、江戸川区が必要と認める一般廃棄物の種類及び中間処理の方法で処分業を行うなど一般廃棄物処理計画に適合するものと認められた場合に新規許可処分を行う。

なお、一般廃棄物処理業許可取扱要綱第10条に規定する試験は、江戸川区との事前の協議により、一般廃棄物処理業の実施を計画している者が当該事業の 実施について一般廃棄物処理計画に適合すると認められた場合に限り実施する。

5 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項等

(1)ごみ

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
家庭廃棄物	燃やすごみ (資源ごみを除く。)		戸	江戸川区が原則と して週2回収集す る。	動車	東京二十三区清掃一部事務 組合において中間処理した 後、東京都に委託して埋立 処分する。	燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみ、ペットボトル及び容器包装プラスチックとに分別し、あらかじめ定められたごみ容器集積所へ、それぞれの収集日の朝8時までに、規則第18条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。 燃やすごみ、燃やさないごみ又は容器包装プラスチックについ
	燃やさないごみ (資源ごみを除く、 焼却不適ごみをい う。)	2,815 ^ト シ (日量10 ^ト シ)	域	江戸川区が原則と して月2回収集す る。	33	処分する。 ※ただし、燃やさないごみに含まれる小型家電、鉄系製品については中継所において、あらかじめ選別を行い、リサイクル事業者に運搬する。リサイクル事業者において、鉄、アルミ、金、銀、銅、プラスチックなどに再資源化する。	ては、単身者世帯、共働き世帯等であって容器の持ち出しが困難である場合は、規則第18条第2項の基準に適合した袋による持ち出しを認める。 資源ごみのうち、紙はひも等で東ねて、びん及び缶は資源ごみの専用容器により排出すること。 ペットボトルは、キャップを除去し、洗浄及び簡易な圧縮をした上で専用のネットにより排出すること。 なお、条例第34条第1項に規定する排出禁止物を排出しては
	資源ごみ (再利用を目的として分別して収集するもので、紙、びん、缶、ペットホトルを	12, 352 トッ (日量40 トッ) ※ 紙、びん、缶		江戸川区が原則と して週1回収集す る。	_	中間処理施設において処理 した後、再生利用が可能な 資源として、売却により処分 する。	
	いう。)	2, 274 ^ト ッ (日量7 ^ト ッ) ※ ペットボトル		江戸川区が原則と して週1回収集す る。		中間処理施設において処理 した後、再生利用可能な資 源として再生する。	

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法		区民の協力義務等
		(日量7 ^ト 」) ※容器包装プラ スチック(トレイ、 ボトル容器、カッ	戸	江戸川区が原則と して週1回収集す る。	動	中間処理施設において処理 した後、再生利用可能な資 源として再生する。	容器包装プラスチックは、洗浄し、汚れを落とすこと。 なお、条例第34条第1項に規定する排出禁止物を排出しては ならない。
		※製品プラス チック(ざる、ちり とり、バケツ、新、 とり、バケツ、新、 とり、でかいのでは、 かでから、 とり、では、 がでから、 は、 がでいたがでいた。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、		江戸川区が別途指 定する場所、日時に 収集する。		再生利用可能な施設におい て資源として再生する。	製品プラスチックは設置された回収箱に自ら持込むこと。
		※ハブラシ		江戸川区が別途指 定する場所、日時に 収集する。		再生可能な施設において資源として再生する。	ハブラシは設置された回収箱に自ら持込むこと。
		245 ^ト 。 (日量0.8 ^ト 。) ※古着・古布(衣 類及びタオル、 カーテン、シーツ 等)		江戸川区が別途指 定する場所、日時に 収集する。		中間処理施設において処理 した後、再生利用可能な資 源として再生する。	古着・古布は透明又は半透明の袋に入れ、予め指定された場所、日時に自ら持ち込むこと。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
	粗大ごみ	4, 851 ^ト _ン (日量14 ^ト ン)		江戸川区が原則と して日曜日を含む 毎日収集する。	I	後、東京都に委託して埋立 処分する。 ※ただし、粗大ごみに含まれる 小型家電、鉄系製品については	申告し、条例第32条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付して排出すること。なお、粗大ごみに含まれるポリクロリネイテットドフェニル(PCB)は除去すること。 又は、粗大ごみ受付センターに申告し、条例第32条の規定により有料粗大ごみ処理券を添付し、指定する施設に自ら持ち込までより
家庭廃棄物	パーソナルコンピュー		戸川区全	等の再資源化の促進 関する法律(平成24 法律第57号)第10条	に年まけ	使用済小型電子機器等の再 資源化の促進に関する法律 (平成24年法律第57号)第1 0条第3項により認定を受け た者が再資源化する。	認定事業者等に申し込むこと。 排出者は区の協定により、回収・再資源化料金の負担を要しない。
		L		掃に関する法律(昭和45年法律第137号) 9条の9により環境大りの認定を受けた者が 集・運搬する。	回 第 臣 収	大臣の認定を受けた者が再 資源化する。	排出者は製造事業者等の指示により、回収・再資源化料金を 負担すること。
	転居廃棄物		2.2	一般廃棄物収集運搬業の許可をうけた者が収集・運搬する。	2	後、東京都に委託して埋立 処分する。	一般廃棄物収集運搬業者は、管轄の清掃事務所において委任状と運搬したものの照合調査を受け、持ち込み承認を受ける。

備考 転居廃棄物とは、引越荷物運送業者が転居する者から委任を受けて、その管理する施設(倉庫)に運搬した家庭廃棄物のことである。

区分	種別	処理量	収集区域	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
般廃棄物と併せて処理業系一般廃棄物及び	燃やすごみ (資源ごみを 除く。) 燃やさない ご資になるで (資く、みをい 適ごみをい う。)	27, 358 トッ (日量88 トッ) 938 トッ (日量3 トッ)	戸川区全	事業者が自らの責任 で行うもののほかは、 江戸川区が原則とし て週2回収集する。 事業者が自らの責任 で行うもののほかは、 江戸川区が原則とし て月2回収集する。	者が自らの責任で行	掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。 事業者が自らの責任で処分するもののほかは、原則として東京二十三区清掃一部事務組合において中間処理した後、東京都に委託して埋立処分する。 ※ただし、燃やさないごみに含まれる小型家電、鉄系製品の資源化、水銀含有廃棄物については家庭	源ごみ、ペットボトル及び容器包装プラスチックとに分別し、あらかじめ定められたごみ容器集積所へ、それぞれの収集日の朝8時までに、規則第18条第1項に定める基準に適合した容器に収納して持ち出すこと。容器の持ち出しが困難である場合は、規則第18条第2項の基準に適合した袋による持ち出しを認める。なお、条例第33条の規定により、有料ごみ処理券を添付して排出しなければならない。ただし、これによりがたいと区長が認めるときは、区長の指示に従わなければならない。また、排出にあたって事業者は、条例第38条又は第50条に定める保管場所まで持ち出すなど江戸川区の指示によること。
廃棄物	資源ごみ (再利用を目	4, 117 トッ (日量13 トッ) ※紙、びん、缶 758 トッ (日量2 トッ) ※ペットボトル 集積所回収	4,117 ト 日量13 ト びん、缶 事業者が自らの責任 で行うもののほかは、 江戸川区が原則とし て週1回収集する。 ものの ほかに で行うもののほかは、 江戸川区が原則とし で行うもののほかは、 いは、 はで行うもののほかは、 に対して必分するもののほかは、中間を 資源として、売却により処分する。 事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間を 資源として、売却により処分する。 事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間を で行うもののほかは、 いたで行うもののほかは、 に対して必分する。 事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間を は、 り処理施設において処理した後、再生利用可能な資本を でである。 任で利力では ででいる。 すりのではかは、 で行うもののほかは、 で行うもののほかは、 ででして必分する。 事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間を の理施設において処理した後、再生利用可能な資本を でして必分する。 「本ののほかは、 でして必分する。	事業者が自らの責任で収集及の連搬を行い、東京23区清掃一部事務組合、東京都又は一般廃棄物処分業者の施設を利用して処分する場合は、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都又は一般廃棄物処分業者の指示に従うこと。なお、事業者が自ら責任で収集及び運搬を行い、一般廃棄物処分業者の施設を利用して処分を行う予定の施設は以下のとおり。 株式会社アルフォ 東京都側医赤坂2-5-4 赤坂室町ビル 東京都大田区域南海5-2-10 東京都大田区域南海5-2-10			
		(日量2) で行うもののほかは、よ	事業者が自らの責任で処分するもののほかは、中間 処理施設において処理した後、再生利用可能な資 源として処分する。	バイオエナジー株式会社 東京都中央区新川2-5-2 城南島リサイクル施設 東京都中央区新川2-5-2 城南島リサイクル施設 東京都中東田東一1-1 神立資源リサイクルセンター 茨城県日立市中町2-1-1 神立資源リサイクレセンター 茨城県日立市中町2-1-1 神立資源リサイクレセンター 茨城県日立市中東日東一6-8 東京都東区派松町2-4-1 新居工場 埼玉県大里郡等屋町大学ニテ山313 本居バイオガズブラント 南京県大工都等屋町大学三テ山7-3050-23 株式会社クワバラ・バンぶキン 埼玉県さいたま市中央区本町西4-11-10 川口ワッドリサイクル 埼玉県川口市東領家5-14-40			

備考 事業系廃棄物は、事業者自らの責任で処理を行うことを原則とする。ただし、一事業者当たりの平均排出日量が10キログラム未満のものについては、事業者自らの責任で処理を 行うことができないと認められる場合は、一般廃棄物の処理またはその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、区が収集を行う。

廃棄物の区分のうち、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第2条に掲げる産業廃棄物のうち、廃プラスチック類(原則としてプラスチック製造業及びプラスチック加工業から排出されるものを除く。)、紙くず、木くず、金属くず(廃油等が付着しているものを除く。)、ガラスくず及び陶磁器くずで、上記の事業者から排出されるものをいう。

(2)し尿

区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等
し尿(事業活動に 伴って生じたし尿並 びに浄化槽汚泥及 びし尿混じりのビル ピット汚泥を除く。)		江戸川区が 原則として月 2回収集す る。	吸い上げ自動車 による。	下水道放流により処分する。	公共下水道処理区域内においてくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、下水道法第11条の3に定める期間内に水洗便所に改造しなければならない。 便槽内に布切れその他の異物を投入しないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入しないようにすること。
事業活動に伴って生		集運搬業の 許可を受けた		一般廃棄物処分業者が 行うもののほかは、下水 道放流により処分する。	
浄化槽汚泥、ディススピルピット汚泥	ポーザ汚泥及びし尿混じりの				

(3)動物死体

\ <u>\ \</u>	7. 数 70 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1											
	区分	処理量	収集方法	運搬方法	処分方法	区民の協力義務等						
	動物死体		管理者が自ら の責任で行う	者が自らの責任で 行うもののほかは、 自動車による。	占有者又は管理者が自 らの責任で行うもののほ かは、火葬により処分す る。	江戸川区に収集を依頼する場合は、規則第21条に定める動物 死体届出書により江戸川区長へ申告すること。 収集、運搬及び処分に困難を生じないよう江戸川区の指示によ ること。						

(根拠規定)廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3 江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条第1項及び江戸川区廃棄物の処理及び再利用に関する規則第16条